

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 京都府

農業委員会名： 京田辺市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	657	109	109	0	0	766
経営耕地面積	408	62	38	24	0	470
遊休農地面積	0	0	0	0	0	0
農地台帳面積	743	281	281	0	0	1,024

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	807
自給的農家数	306
販売農家数	499
主業農家数	49
準主業農家数	99
副業的農家数	351

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,654
女性	834
40代以下	511

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	48
基本構想水準到達者	—
認定新規就農者	8
農業参入法人	7
集落営農経営	6
特定農業団体	—
集落営農組織	6

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和5年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	11	11	5

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	766.0 ha	99.7 ha	13.0 %
課 題	農業従事者の減少、高齢化等により担い手の確保が課題		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
105.8 ha	112.1 ha	12.4 ha	106.0 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	1 農業委員会の両委員の利用調整による担い手等への斡旋 2 市単独の農地バンク制度の活用による斡旋 3 年3回(7月、11月、3月)発行の農業委員会だよりで制度等周知
活動実績	1 農業委員会の両委員の利用調整による担い手等への斡旋を行った(通年) 2 市単独の農地バンク制度の活用による斡旋を行った(通年) 3 年3回(7月1日、11月1日、3月1日)発行の農業委員会だよりで制度等周知を行った

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業委員会の両委員の熱心な利用調整により、目標数値を達成できた。
活動に対する評価	農業委員会の両委員による継続的な利用調整、利用権制度の周知、新制度の活用により利用集積が進んだ。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0 経営体	2 経営体	4 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0 ha	0.6 ha	2.0 ha
課題	都市近郊であるためか地権者の土地への権利意識が高く、新規参入希望者への土地の利用集積が進まない		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	3 経営体	150.0 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.6 ha	0.7 ha	116.7 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	京都府、京都府農業会議、JA、市農政担当部局と連携を行い、新規参入者の促進を図る。
活動実績	京都府、JA、共済、市農政担当部局と月1回開催する技術者協議会で情報の共有と連携を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業委員会の両委員の熱心な活動により、目標数値を達成することができた。
活動に対する評価	月1回開催する技術者協議会で京都府、JA、共済、市農政担当部局と情報共有を図ることにより、新規参入者に連携して対応することができた。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	776 ha	8.0 ha	1.0 %
課 題	農業者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
1.0 ha	8.0 ha	800.0 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	25 人	8月～9月
農地の利用意向調査	意向調査対象農地無し。			
その他の活動	1 農業委員会の両委員から地権者へ指導を行い、遊休農地の解消を図る。 2 年3回(7月、11月、3月)発行の農業委員会だよりで農地の適切な管理について啓発を図る。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		25 人	9月～10月	11月～12月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月	1月～3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆	
	調査面積: 0.0 ha	調査面積: 0.0 ha	調査面積: 0 ha	
その他の活動	1 農業委員会の両委員による地権者への指導により、遊休農地の解消及び利用調整を図った。(通年) 2 年3回(7月1日、11月1日、3月1日)発行の農業委員会だよりで農地の適切な管理について啓発を図った。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業委員会の両委員の熱心な指導により、目標数値以上の解消に繋がった。
活動に対する評価	農業委員会の両委員による指導の強化により、目標数値以上の解消に繋がった。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	776.0 ha	0.098 ha
課 題	農地パトロール及び農業者等への周知に努めていても、違反転用が発生することがある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.098 ha	0.0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業委員会の両委員による日常的な監視、転用許可案件の総点検(農地パトロール)を実施し、違反転用に対しては京都府と連携し違反の是正を図る。
活動実績	農業委員会の両委員による日常的な監視、転用許可案件の点検(農地パトロール)を10月15日に実施した。
活動に対する評価	活動計画どおりの活動を実施したものの、違反転用解消までは至らなかった。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 55 件、うち許可 55 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認、農業委員会の両委員による熱心な調整及び事務局との現地確認。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき議案ごとに審査。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	55 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録としてホームページ上で公表。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 22 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認、農業委員会の両委員による熱心な調整及び事務局との現地確認。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき議案ごとに審査。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録としてホームページ上で公表。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		7 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	不明	
	対応方針	法人に対して報告を行うよう指導を行う。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	55 件
		公表時期	令和4年3月
		情報の提供方法:ホームページ上及び農業委員会だよりに掲載。	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	1,304 件
		取りまとめ時期	令和4年3月
		情報の提供方法:ホームページ上及び農業委員会だよりに掲載。	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	1,024 ha
		データ更新:住基・課税データ照合による更新(年1回)、総会等による承認案件更新(月1回)、その他随時更新。	
		公表:農地情報公開システム(フェーズ1)で公表。	
	是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉 農業従事者の高齢化や担い手が減少している中、農道や農業用排水路の維持管理にも人員が不足するとともに費用も増大している。また、中山間地域においては、遊休農地が増加しがちであったり、有害鳥獣被害も多く発生したりしている状況であるため、若い農業者が安心して農業に取り組めるような支援や農地の基盤整備、農機具の共同利用やリースでの取得などを求める声がある。</p> <p>〈対処内容〉 農業委員会の委員が農業者等から聞き取りした意見については、市農政担当者や関係機関と情報を共有し、今後の施策等に活用する。また、京力農場プラン実質化の中で、地域の課題解決につなげて行く。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉 特になし</p> <p>〈対処内容〉 —</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	<p>提出先:京田辺市長 意見の概要:遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の参入、担い手の確保・育成、地域特産物の育成と地産地消、農業生産基盤の整備、農業振興地域整備計画の総合的な見直し、有害鳥獣対策の強化、自然災害対策、その他農業者への支援施策に関すること。</p>
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している